装官人第１５３９号
２８．　２．　３

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長
殿

防衛技監
（公印省略）

防衛装備庁の技術表彰に関する運用要領について（通知）

標記について、下記のとおり定めたので通知する。

記

（目的）
１　この運用要領は、防衛装備庁の表彰等について（通達）（装官人第４９号。２７．１０．１）（以下「通達」という。）第２項第３号に基づく賞詞を授与するために必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）
２　通達第２項第３号ウの技術管理報告等の論文とは、研究開発報告に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第１４号）（以下「訓令」という。）第３条に規定する技術管理報告又は技術管理報告に既に同一趣旨の内容が報告されている部外発表論文をいう。

（表彰の対象となる事項）
３　通達第２項第３号の事項については、ア及びイは文書により内容が確定しているもの、ウについては、訓令第７条の手続きが完了した技術管理報告を表彰の対象とする。

（評価要領）

４　評価は、別紙第１又は別紙第２の技術的評価基準に基づき、別紙様式第１又は別紙様式第２の技術的評価票により行うものとする。

別紙第１

技術的評価の事項（通達第２項第３号ア及びイ関係）

評価項目	評価内容	評価内容の補足説明
着想の優劣	技術的に斬新で、かつ、優れた着想であるか否かの評価を行う。	着想とは、特許法・実用新案法に定める発明・考案に結びつくような着想のみを指すのではなく、例えば、公知の技術を組み合わせ、適切な用法として応用するような着想であっても、技術的に優れたものであれば対象とする。
技術の水準	達成した技術の水準、着想を技術的に実現する為に克服した技術的な困難さ及びそれを解決するため採用した方法の適否の評価を行う。	実際に採用した方法より適切な方法が他になかったかどうかも考慮に入れる。
実用価値	実用に供し得るものであるか否かの評価及び技術的波及効果の評価を行う。	装備品等の質的向上に貢献するものかどうか、部隊運用によい影響をもたらすものかどうか、従来国産できなかった装備品等の国産化を可能にするための技術上の成果があったかどうか（装備品等の質的向上が認められるものに限る。）、又は技術研究開発の質的向上若しくは効率的な実施等に効果をもたらすものであるかどうかを考慮に入れる。 　なお、実用価値の評価を行うに当たっては、経済的効果については、考慮に入れない。

別紙第２

技術的評価の事項（通達第２項第３号ウ関係）

評価項目	評価内容	評価内容の補足説明
着想の優劣	技術的に斬新で、かつ、優れた着想であるか否かの評価を行う。	着想とは、特許法・実用新案法に定める発明・考案に結びつくような着想のみを指すのではなく、例えば、公知の技術を組み合わせ、適切な用法として応用するような着想であっても、技術的に優れたものであれば対象とする。
将来の装備品又は学術的な面への波及効果あるいは貢献度	理論構成やデータ解析等の成果が中長期的な視点から見て装備品等の開発や学術発展に与える波及効果あるいは貢献度を評価する。	研究の成果が現時点では直ちに装備品開発に反映されるものでなくても、中長期の視点で判断して、装備品開発に有効な基礎技術若しくはコスト面、安全面等を改善させる副次的な技術又は学術的分野に及ぼす波及効果あるいは貢献度について考慮する。

別紙様式第１

件名：一連番号　　技術的評価票（通達第２項第３号ア及びイ関係該当事案）

専門委員番号

		評価点記入欄					
		第１級賞詞	第２級賞詞	第３級賞詞	第４級賞詞	第５級賞詞	意　見
		推奨に値する（100点）	特に優秀（90～99点）	優秀（80～89点）	優れている（70～79点）	普通（60～69点）	
1	着想の優劣						
2	技術の水準						
3	実用価値						
表彰の適否		適 否					（否の理由）
総合評価		総得点　　点・（平均　　点）					
備　考		※　第１級賞詞は防衛大臣が、第２級～第５級賞詞は防衛装備庁長官がそれぞれ表彰権者となっている。獲得した平均点をもって、賞詞区分決定の参考とする。					

別紙様式第２

件名：一連番号　技術的評価票（通達第２項第３号ウ関係該当事案）

専門委員番号

		評価点記入欄					
		第１級賞詞	第２級賞詞	第３級賞詞	第４級賞詞	第５級賞詞	意　見
		推奨に値する（200点）	特に優秀（180～199点）	優秀（160～179点）	優れている（140～159点）	普通（120～139点）	
1	着想の優劣						
2	将来の装備品又は学術的な面への波及効果あるいは貢献度						
表彰の適否		適 否			（否の理由）		
総合評価		総得点　　点・（平均　　点）					
備　考		※　第１級賞詞は防衛大臣が、第２級～第５級賞詞は防衛装備庁長官がそれぞれ表彰権者となっている。獲得した平均点をもって、賞詞区分決定の参考とする。					